



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

あなたと都税

9月号
2022
(令和4年)
第633号

都税のお問合せについては、
AIチャットボットサービスをご利用ください！

お問合せにAIが
お答えします！

東京都主税局HPから
バナーをクリック！

今月の特集は
知っておきたい！固定資産税の軽減制度



9月は固定資産税・都市計画税の納期です（23区内） 第2期分を9月30日（金）までにお納めください

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

東京都の防災対策

9月1日は防災の日です。東京都では、防災分野でのDXの推進、感染症と自然災害との複合災害、近年の災害の教訓を踏まえ、防災対策を充実・強化しています。写真は令和2年度東京都・北区合同総合防災訓練の様子。

●ご利用になれる納付方法



①スマートフォン決済アプリ

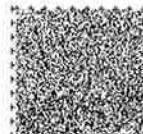
②クレジットカード
(インターネットを利用した専用サイト)③ペイジー対応の
インターネットバンキング、
モバイルバンキング、ATM

④口座振替

⑤コンビニエンス
ストア⑥金融機関、郵便局、都税事務所、
都税支所、支庁の窓口

口座振替の振替日は9月30日（金）です。前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。

都税Web口座振替申込受付サービスでは、9月10日（土）までのお申込みで第2期分から振替可能です。



都税の納付方法

検索

都税の情報発信中！



@tocho_syuzei



Facebook アカウント

東京都主税局

お問合せ先：土地・家屋が所在する区にある都税事務所

教えて!

タクちゃん

特集 知っておきたい! 固定資産税の軽減制度



主税局ホームページ
(不動産取得税、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、
都市計画税(23区内)に関する軽減制度)

固定資産税・都市計画税には税額を軽減する様々な制度があります。
今回は、主な軽減制度の概要と種類についてご紹介します。

Q1

固定資産税の軽減ってなに?



一定の要件に該当する場合、税負担を軽減することができる制度だよ。
例えば、地方税法で定められている「減額」等の制度があるよ。
他にも、各自治体の条例で定められている「減免」という制度もあるよ。減免は各自治体によって制度が異なる場合があるから、23区内の固定資産については資産が所在する区にある都税事務所、23区外の固定資産については資産が所在する市町村に確認してみてね。

Q2

建物を新築・建替えした場合に 税の軽減はある?



新築された住宅は、一定の要件を満たすと固定資産税が軽減されるよ。減額期間は、新たに課税される年度から3年度分、3階建て以上の耐火・準耐火建築物だと5年度分だよ。さらに、一定の要件を満たす認定長期優良住宅は5年度分、3階建て以上の耐火・準耐火建築物の場合は7年度分が減額されるよ。

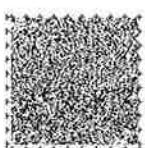
ほかにも、耐震化のために建替えを行った住宅や、不燃化特区の指定を受けた地域内で、不燃化のための建替えを行った住宅については、減免制度もあるよ。【右ページ参照】

詳しい要件などは主税局ホームページ又は資産が所在する区にある都税事務所に確認してね。

安心・便利なWeb口座振替申込をご利用ください!

都税Web口座振替申込受付サービスは、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、都税の納付に係る口座振替(自動払込)の申込手続ができるサービスです。

令和4年9月10日(土)までにお申し込み
いただくと、固定資産税・都市計画税第2期
分からご利用いただけます。



都税 Web口座振替 検索



Q3

住宅を改修した場合の 固定資産税の軽減は?



一定の要件を満たすと、工事完了年の翌年度分に限り、対象住宅に係る固定資産税額の負担が軽減されるよ。

【対象となる工事】

- ・新築後10年以上を経過した住宅でバリアフリー改修工事を行った場合
- ・平成26年4月1日以前からある住宅で省エネ改修工事を行った場合

それぞれの制度に異なる要件があるから、詳しくは、主税局ホームページ又は資産が所在する区にある都税事務所に確認してみてね。

ほかにも、耐震改修工事をした住宅に対する軽減制度もあるよ。【右ページ参照】

Q4

軽減を受けるときに注意することは?



軽減を受けるためには、様々な条件を満たしていることに加えて、必ず申請(申告)が必要なんだ。軽減制度によっては、申請(申告)期限があるものや、申請(申告)の時期によって軽減できる額が変わってくるものもあるよ。

軽減制度の条件に当てはまると思った時には、早めに問い合わせしてみてね!

主な軽減制度と申請(申告)期限

軽減制度	申請(申告)期限
認定長期優良住宅の新築に伴う減額	新築した年の翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日
新築 建替え 耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免 不燃化特区内で不燃化のために建替えを行った住宅に対する減免	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末
改修 バリアフリー改修工事に伴う減額 省エネ改修工事に伴う減額 耐震改修工事に伴う減額・減免	改修工事が完了した日から3か月以内
災害等にあった場合の減免	被災した年度の各納期限まで (納期限が未到来の税額が対象です。)



耐震化のための建替え又は改修で適用される 固定資産税・都市計画税の減免制度(23区内)

耐震化のための建替えをした場合

減免対象	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの
減免割合	居住部分についての税額を全額減免*
適用期間	新築後新たに課税される年度から3年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

* 減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

耐震化のための改修をした場合

減免対象	昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの
減免割合	居住部分で1戸あたり120m ² の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免
適用期間	改修工事完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分*
申請期限	改修工事完了日から3か月以内

* 通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分になります。

□ 住宅が所在する区にある都税事務所

不燃化特区内で適用される固定資産税・ 都市計画税の減免制度(23区内)

老朽化した木造建築物が多く、地震火災などによる大きな被害が想定される木密地域の改善のため、不燃化特区内で減免制度適用による支援を行っています。

減免対象	老朽建築物である家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等である住宅のうち、一定の要件を満たすもの
減免割合	居住部分についての税額を全額減免*
適用期間	新築後新たに課税される年度から5年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

* 減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

このほかに、防災上危険な老朽住宅を除去した更地に対して適用される制度もあります。

不燃化特区については東京都都市整備局ホームページ、減免制度については主税局ホームページをご確認ください。

□ 住宅が所在する区にある都税事務所

そのほかの固定資産税・都市計画税の 減免制度(23区内)

東京都では、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができる場合が複数あります。

減免制度の対象(一部抜粋)

- 災害等により滅失し、又は甚大な損害を受けた固定資産
- 生活保護法により生活扶助等を受けるものが所有する固定資産
- 帰宅困難者のための備蓄倉庫
- 保険医療機関が診療の用に供する家屋
- 認証保育所
- 有料で借り受けた者が保育所等として使用する土地
- 地域のケア付き住まい

※すべての減免制度を確認する場合は、主税局ホームページをご覧ください。

※減免事由ごとに要件が定められています。

詳細はこちらから▶



□ 固定資産が所在する区にある都税事務所

ご存知ですか？

小規模非住宅用地における 固定資産税・都市計画税の減免(23区内)

一定の要件を満たす23区内の小規模非住宅用地に対し、固定資産税・都市計画税を減免します。

減免対象	非住宅用地*1の面積が400m ² 以下であるもののうち、200m ² までの部分
減免割合	固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続	まだ申請していない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には8月までにご案内を送付しております。要件をご確認の上、申請してください。*2

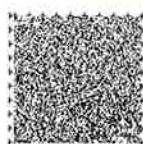
*1 個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

*2 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

減免の申請についてはインターネットでもお手続ができます。

□ 土地が所在する区にある都税事務所

電子申請 小規模非住宅 検索▶



暮らしに街に ～ここにも都税が生きている～

東京都では、災害時にあわてることがないよう、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておく「マイ・タイムライン」の取組を進めています。

■「東京マイ・タイムライン」とは

東京都が作成した、「マイ・タイムライン」作成キットです。風水害からの避難に必要な知識を学びながら、適切な避難行動を時系列に整理することができます。

■アプリ版「東京マイ・タイムライン」が便利です！

令和4年4月から、東京都防災アプリ内にアプリ版「東京マイ・タイムライン」を搭載しました。いつでもどこでも、スマートフォンで「マイ・タイムライン」を作成・確認できます。

アプリ版「東京マイ・タイムライン」の特長

- ・自宅位置の水害リスクを一括で確認することが可能
- ・浸水の深さはアニメーションで分かりやすく表示
- ・チャットボット機能により、避難行動の入力をナビゲート

「東京都防災アプリ」のダウンロードはこちらから



公売情報

インターネット公売(動産・自動車・不動産等)を実施します

●参加申込期間

8月26日(金)13時～9月7日(水)23時

●せり売り期間(動産・自動車)

9月12日(月)13時～9月14日(水)23時

●入札期間(不動産等)

9月12日(月)13時～9月20日(火)13時

公売は中止になることがありますので、最新情報及び詳細は主税局HPをご確認ください。

問 徴収部機動整理課公売班

☎03-5388-3027

主税局 公売

検索

お知らせ

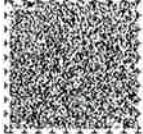
八王子都税事務所の移転9/20(火)

令和4年9月20日(火)から、八王子都税事務所は新合同庁舎6階に移転します。

移転前(旧庁舎)から住所及び電話番号は変わりません。

問 八王子都税事務所

☎042-644-1111



HTT
Tokyo Tokyo

電力を HTT <HT> 減らす①創る②蓄める
熱中症に注意して、節電に取り組みましょう。

東京HTT

検索

RICOH

リサイクル選択(A)
この回収物は、回収用の紙へリサイクルできます。

↑このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れています。

減免制度

災害等で被害を受けた場合には税金が減免される場合があります

風水害や地震、火災などの災害等で被害を受けた場合に減免される税金には、次のようなものがあります。

- 個人事業税
- 固定資産税・都市計画税(23区内)
- 不動産取得税
- 個人の都民税(注)
- 軽油引取税
- 事業所税(23区内)

※税目ごとに減免要件が異なります。
※災害が原因で自動車が使用できなくなり、解体した場合には、自動車税種別割の減額制度があります。

※災害により都税を一時に納めることができない場合には、納税を猶予する制度があります。納税の猶予を受ける場合も申請が必要です。

詳細は主税局HPをご確認いただき、所管の都税事務所までお問い合わせください。

問 減免・減額に関すること

所管都税事務所の各税目担当班

問 納税の猶予に関すること

所管都税事務所の徴収管理班

(注)個人の都民税については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

総務局からのお知らせ

10月1日現在で、就業構造基本調査を実施します！

無作為に抽出した都内約2万6千世帯の15歳以上の方を対象に行う就業・不就業等に関する調査です。9月下旬から10月にかけて調査員が伺いますので、ご回答をお願いします。

調査の詳細は、
キャンペーンサイト
をご覧ください。



問 総務局統計部社会統計課

☎03-5388-2346

都税の軽減制度
(HTT関連)は
こちらから▼



東京ゼロエミッション住宅

TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

主税局 軽減 HTT関連

検索

●編集後記

防災の日をきっかけに、マイ・タイムラインの作成や、備蓄品の確認など、災害に対する備えを見直してみましょう。(M)

東京都主税局総務部総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2924

印刷番号(3) 62 令和4年9月1日発行